

令和6年度観光拠点等需要調査委託業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度観光拠点等需要調査委託業務

2 業務の目的

県内の市町村が観光事業での活用を希望する土地や施設及び空き家等（以下「観光活用希望資産」という）の活用可能性や観光人材のニーズ等を調査するとともに、民間企業、観光人材とのマッチングや連携支援等により、地域の観光拠点施設等の整備や、地域での観光振興の取組の核となる人材の誘致につなげる。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務の内容

本事業では、以下（1）～（4）の業務に取り組むこととし、事業の目的を達成するためにより効果的な方法を総合的に提案のうえ実施すること。また、受託者は業務の実施にあたり必要な手配及び経費の支払いを行うこと。

（1）観光活用希望資産の活用可能性調査等

市町村の観光活用希望資産について、観光活用の可能性を調査し、その活用方法を提案するとともに市町村と民間企業との連携事業を促進する。

ア 観光活用希望資産の活用に関する市町村セミナーの実施

観光活用希望資産の掘り起こしや観光活用の促進を目的に、県内外の成功事例や活用に至るまでの流れ等を交えて、市町村が実際の活用に向けて参考となるセミナーを開催する。

イ 観光活用希望資産の課題分析・活用提案

市町村へのヒアリングや現地調査等により、観光活用希望資産の課題やポテンシャルの分析を行うとともに、類似事例の調査等も実施したうえで、活用方法の提案及び資料作成を行う（5市町村程度を想定）。

ウ 専門家派遣

必要に応じて、観光関連の専門家や民間企業等をアドバイザーとして招聘し、より具体的な活用方法の提案や連携事業の実現に向けたアドバイスをを行う（2施設程度への派遣を想定）。

（2）民間企業の掘り起こし

観光活用希望資産の活用が想定される幅広い業種の民間企業と接触できる機会を首都圏等で設け、高知県内で事業展開を検討可能な企業を掘り起こす。

＜アプローチの例＞

- ・展示商談会への出展やイベントの開催
- ・自社のネットワークを活用した企業の紹介
- ・Web や電子メール、SNS 等を活用した情報発信 等

(3) 観光人材の確保に向けた取組

本業務による民間企業との連携により整備した施設や各市町村の観光関連業務に携わる人材確保に向け、求人の掘り起こしを行い、観光人材の確保につながるイベント等を開催する。

ア 観光人材求人の掘り起こし

地域観光課が実施する市町村調査をもとに、市町村への現地ヒアリング等を実施し、観光人材の求人の掘り起こしを行う。

イ 広報素材の企画、作成

アにより抽出した求人情報をもとに、イベント等で活用できる広報素材を作成する。

ウ 観光人材の確保イベント等の開催

県内市町村の観光人材の確保につながる効果的なイベント等を企画し、首都圏等で開催する。

(4) 現地視察及び伴走支援の実施

これまでに県地域観光課で関係を構築してきた民間企業や、上記(2)民間企業の掘り起こし、(3)観光人材の確保に向けた取組を通じて、新たに接点を持った民間企業や観光人材を現地視察に招聘する。また、企業等の視察へ同行し、その後の計画策定支援やプレイベントの実施支援等、事業の具体化に向けた伴走支援を実施する。

ア 視察の日程調整及び視察スケジュールの作成

イ 視察への同行

ウ 事業化に向けたフォロー（活用提案・プレイベントの実施支援）

民間企業の計画を踏まえ、観光活用希望資産の活用方法の提案やプレイベントの実施支援等による伴走支援を行う。

エ 現地視察に要する旅行手配等

視察を検討する企業のうち、事業化の可能性が高い企業（2社想定）については、現地視察に招聘する際に、必要な旅行手配等（旅費及び現地周辺の体験観光に係る利用料金の支払いを含む。）を行う。

(5) その他必要な業務の実施

(1)～(4)に記載する項目のほか、必要となる業務を委託者と相談のうえ実施すること。

4 業務スケジュールの作成

契約後、2週間以内に、受託期間における業務内容の項目ごとにスケジュールを作成し、県に提出すること。

5 成果品の提出

(1) 委託業務全体の実績報告書

(2) 観光活用希望資産の課題分析・活用提案資料

(3) 民間企業の掘り起こしに使用した資料及び連携候補企業のリスト

(4) 観光人材確保の取組により作成した資料一式

※上記(1)から(4)について、それぞれ印刷物2部及び電子データを提出することと

し、成果品の提出時期は業務スケジュールによるものとする。

6 その他

- (1) 受託者は本業務を実施するにあたっては、委託者と十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対し、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (4) この仕様書に定める事項は、契約締結後、契約額の範囲内で変更する場合がある。